

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

項目 番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和5年度（年度末実績）		
	区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価 結果	課題と対応策
1	①自立支援、介護予防、重度化防止	【地域介護予防活動の推進】 本市の高齢化率、認定率を踏まえ、今後も安定的かつ持続可能な介護保険財政を運営するため、重度化の予防に取り組むとともに、まだ十分でない住民主体の通いの場・居場所の充実や担い手づくりの推進。また、地域の支え合いによる互助の推進や元気な高齢者の活躍の場の創出など、「支え合いのまちづくり」の更なる推進が重要である。	○高齢者の居場所・通いの場づくりの推進策として、なりたいきいき百歳体操に取り組む住民団体を増やすこと ○介護支援ボランティア活動推進事業の対象を地域の介護予防活動等に拡充し、介護支援ボランティアの延べ活動人数を増やすこと ○高齢者の居場所・通いの場の担い手づくりを推進し、新たに担い手を育成すること	○3年間で36団体増 ○令和5(2023)年度までに年間2,210人に増 ○3年間で30人の育成	○生活支援コーディネーターを中心として、なりたいきいき百歳体操の周知や立上げ支援を行うとともに、広報なりたや市ホームページ等による啓発や、新規立上げ団体に補助金を交付するなど、高齢者の居場所・通いの場づくりを推進した。 ○令和3年度から、対象施設の拡大や、地域の介護予防活動等も介護支援ボランティア活動の対象に拡充し、広報なりたや市ホームページ等による啓発や介護予防事業の実施など、ボランティア活動を推進した。 介護支援ボランティア活動延人数(R3):432人、(R4):855人、(R5):924人 ○なりたいきいき百歳体操サポーター養成講座の実施など、各種通いの場の担い手となるサポーターを養成した。 なりたいきいき百歳体操サポーター養成数(R3):0人、(R4):13人、(R5):13人 あおぞら会新規ボランティア(R3):1人、(R4):0人、(R5):3人 シニア指導員養成数(R5):23人 うんどう教室指導員養成数:(R5):5人 3年計:58人	△	○令和5年度は立上げの準備期間とする団体が多く、立上げが少ない状況であったが、引き続き団体立上げに対する補助金交付や人的支援を行うとともに、生活支援コーディネーターを中心として、新たななりたいきいき百歳体操等通いの場の取組みに対する積極的な声掛けや団体立上げの支援を行っていることから、令和6年度当初に6団体が立上り、今後も立上げが増加していく予定となっている。 ○これまでのコロナ禍もあり、積極的なボランティア活動や施設側の受け入れは容易でなかったが、業務委託事業者と連携を図りながら、引き続き、介護支援ボランティア活動の周知啓発を行うとともに、介護予防事業の実施など元気な高齢者の生きがいや活躍の場を推進、支援することで、ボランティア活動人数を増やしていく。 ○なりたいきいき百歳体操サポーターやシニア指導員養成講座、うんどう教室指導員コースの開催などにより、高齢者の居場所・通いの場の新たな担い手を育成することができた。
2	②介護給付等費用の適正化	【介護給付の適正化】 担当職員と非常勤職員（介護支援専門員）による実施体制により、国の指針に掲げる主要5事業の内、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」に取り組んでいる。 「介護給付費通知」については、不正請求が増えた場合に実施を検討する。	○要介護認定の適正化を図るため、指定居宅介護支援事業所等に委託している認定調査票全件の点検を実施すること。また、不備が認められた場合、認定調査員に確認の上、必要に応じ認定調査票を修正するとともに、認定調査員に指導を行い認定調査の平準化を図ること ○市内の全居宅介護支援事業所の居宅介護支援専門員のケアプラン点検を実施すること ○住宅改修について、全ての申請内容の点検を実施し、疑義があるものは専門職員の助言を得ること ○縦覧点検・医療情報との突合を実施すること	○委託分の認定調査票の点検実施率:100.0% ○3年間で全居宅介護支援事業所分(約90人)のケアプラン点検の実施 ○住宅改修申請の点検実施率:100.0% ○年間6,000件の実施	○要介護認定の適正化 指定居宅介護支援事業所等に委託している認定調査票全件の点検を実施。不備が認められた場合、認定調査員に確認し、必要に応じ認定調査票を修正するとともに、認定調査員に指導を行い認定調査の平準化を図った。 【R5年度:区分変更18件、更新申請57件】 ○ケアプランの点検 利用者の状態に応じたケアプランが作成されていないと認められた場合、担当の介護支援専門員に対し助言を行うほか、必要に応じケアプランの見直しなどを指導。 【R5年度:点検23件、過誤0件、金額0円】 ○住宅改修申請の点検 住宅改修について、申請件数全件の点検を実施。受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修が認められた場合、工事施工業者や担当の介護支援専門員等に対し再指導を行った。【R5年度:施工前206件、施工後234件】 ○縦覧点検・医療情報との突合 引き続き毎月の点検を実施。介護報酬請求内容の誤り等を早期に発見して、適切な処置を行うとともに、医療と介護の重複請求の排除等を行った。【R5年度:実施12ヶ月、月平均800件以上】 ○介護給付費通知については、R4年度から実施。【R5年度:3,327件】	◎	○要介護認定の適正化 引き続き、認定調査票全件を点検するとともに、必要に応じ修正、指導等、認定調査の平準化に努める。 ○ケアプランの点検 アセスメントからケアプランに位置づけする根拠となる項目についての記載や追記が漏れていることから、アセスメントシートとケアプランに整合性がない事例が多いことが課題である。対応策としては、課題整理総括表を用いながら、管理者との面談を通して、「アセスメントとケアプランの連携」を重点的に点検する。 ○住宅改修申請の点検 対象の可否については利用者の身体状況により個別の判断が必要となる。住宅改修の件数が増えていることにより、点検件数が増えていること、判断が難しいケースが多いことが課題である。 ○縦覧点検・医療情報との突合 加算の算定要件の変更等に伴う介護給付費の請求誤りのケースが見受けられるので、請求内容について事業所に問い合わせをする際、相互に加算の算定要件を確認するようにする。

項目 番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和5年度（年度末実績）		
	区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価 結果	課題と対応策
3	①自立支援、介護予防、重度化防止	【市内の介護事業所における指導等によるサービスの質の維持・向上】 高齢者の自立支援・重度化防止のためには、市内の介護事業所におけるサービスの質の維持・向上を図る必要がある。	○地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所に対する実地指導を実施すること ○自立支援に資するためのリハビリテーション職等を招いた研修等について開催支援を行うこと	○実地指導を3年間で27件実施する。 ○研修等を年1件開催支援する。	○運営指導を9件実施した。 市内の3団体（ヘルパー連絡会、グループホーム連絡会、デイ通ネットワーク）の職員向けの研修会1件の開催支援（講師謝礼の負担）を行った。	◎	○運営指導について、令和3年度から令和5年度までの累計で24件を実施した。令和6年度は9件程度の実施を予定しており、引き続き介護事業所におけるサービスの質の維持・向上に努める。 ○引き続き、介護サービス事業所団体との連携を密にし、職員の資質向上に資する研修会の開催支援を行う。
4	①自立支援、介護予防、重度化防止	【在宅医療・介護連携の推進】 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護関係者が連携しながら、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の構築を推進していくことが必要。そのためにも、医療・介護関係者の連携推進に向けた取組と、市民に対しては在宅医療についての理解を図る必要がある。	○医療・介護関係者向けの連携会議・研修を開催すること ○市民向けに普及啓発活動として、出前講座を実施すること ○日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りの4つの場面に対する連携支援に取り組むこと	○年5回の開催 ○年2回の実施 ○3年間で4つの場面に対する連携支援の実施	○連携会議としては成田市医師団在宅医療作業部会（1回）、多職種のための在宅医療研修会「在宅医療における迷惑行為対策」（1回）の実施となったが、会場・オンラインでのハイブリット開催とし、より多くの方が参加しやすい環境づくりに努めた。 ○市民向けの普及啓発として医療に係る認知症支援についての在宅医療講演会（1回）、在宅医療についての出前講座（1回）を実施。 ○市内在宅医療実施機関の情報をまとめた「在宅医療実施状況リスト」の内容を更新し、関係機関へ配布することで、医療への橋渡しの一助を担った。	○	会場・オンラインによるハイブリット開催については、利便性が向上した一方で、多職種連携の目的である顔の見える関係を構築するうえで課題があると感じた。 また、職員向けの研修では参加者が少なかったため、開催日時の変更や、参加者への通知を早い時期に行う等の工夫が必要である。